動物愛護管理法って？

愛護

動物の虐待・遺棄の防止
動物の適切な取扱い
動物の健康及び安全の保持

動物愛護を広めよう!!

適切な取扱いとは？
- 適切に食事や水を与える
- 健康の管理を行う
- 動物の種類、習性等を考えて、飼う環境を整える

管理

動物による危害の防止
生活環境保全上の支障の防止
人への迷惑の防止

人の生命、身体、財産、生活環境を守ろう!!

人と動物の共生する社会の実現を図る
ことを目的としています。

❶ 終生飼養の徹底

- 飼い主には、**終生飼養**の責任があります。
  最後まで愛情と責任をもって飼いましょう。
- どうしても飼えなくなってしまったら…
  飼い主自身が責任をもって譲渡先を見つけましょう。
  →新たな飼い主を探す
  →動物愛護団体に相談する　　など
- 自治体は終生飼養に反する引取りを拒否できるようになりました。

繰返し引取りを求める

近所から苦情がきた

高齢になったペットの介護ができない

引っ越しで飼えなくなった

病気で世話ができなくなった

思っていたより大きくなった

❷ 動物の購入にあたって

ペットショップ等の動物取扱業者から購入する際は、**現物確認・対面説明**が必要です。

- 56日齢規制（犬猫）＝生後56日を経過しない犬猫の販売の規制（H28年8月31日までは45日、それ以降法に定めるまでの間は49日）

どうして日齢規制が必要なの？

生後一定期間は親兄弟と一緒に過ごさないと、吠え癖や咬み癖が強まったり攻撃的になったりといった問題行動が生じやすくなります。

幼齢期を親兄弟と過ごすことは大切です！

「動物の遺棄・虐待防止ポスター」

環境省
Ministry of the Environment